

2027年度 橘学苑中学校・高等学校 求人票

求 人 者	名 称	学校法人橘学苑	橘学苑中学校・高等学校	設立	1942年	
	代 表 者	理事長 池上幸保	校長 外西俊一郎	男女共学		
	所 在 地	〒230-0073 神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷1-10-35		生徒数	中学	—
	TEL 045-581-0063（代） FAX 045-584-8643（代）		高校		917	
求 人 要 項	募集教科 職種・人数 条件	2027年4月1日着任 美術科 1名 常勤講師 ※絵画を専攻した者				
	応募資格	1. 大学・大学院を卒業・修了した者、または卒業・修了見込みの者 2. 中学校・高等学校教諭免許状（美術）を有する者、または取得見込みの者 3. こども性暴力防止法（日本版DBS）の趣旨に則り、過去に児童生徒等に対する性暴力・性犯罪等の前科・前歴（免職・停職等の懲戒処分を含む）がない方				
	応募方法	下記の書類を応募締切日までに本校に郵送してください。 1. 履歴書（自筆、写真添付） 2. 中学校教諭・高等学校教諭免許状の写し（または取得見込証明書） 3. 志望理由書（400字詰め原稿用紙 800字以内）				
	応募締切	2026年9月7日（月）必着				
選 考	選考方法	第1次選考 書類選考 第2次選考 筆記試験（小論文）、面接 ※持参：ポートフォリオ（デッサン数点） 第3次選考 役員面接			9月初旬 9月18日(金)15時 10月初旬	
		第1次から3次それぞれの結果については可否をお知らせし、合格者のみ次の選考を行います。				
	選考場所	本校				
採 用 条 件	給 与 等	基本給 233,900円（大卒22歳） 賞与 年2回				
	社会保険	日本私立学校振興・共済事業団（健康保険、厚生年金）、雇用保険、労災保険				
	勤 務	1年単位の変形労働時間制採用 学校は5日制で、原則土曜日は休みです。				
	休 日	日曜日、国民の祝日、夏季休業日、年末年始、創立記念日、その他学校が定める日				
	その他	土曜日は必ずしも休みではありません。勤務が必要な場合があります。				
	書類送付先	〒230-0073 神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷1-10-35 橘学苑中学校・高等学校 副校長 中川岳人 宛 ※封筒の表に「採用関係応募書類在中」の表記と「職種名」を朱書してください。				
	備 考	・応募書類は返却いたしません（採用選考の目的以外では一切使用せず、適切に管理いたしま ・選考に伴う費用（交通費等）については支給いたしません。 ・給与等、雇用条件は学苑の規定によります。				
	特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。				

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六條、第七十七條、第七十九條から第八十二條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項又は第二百四十三條（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四條の罪（刑法第二百四十一條第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十條第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四條から第八條までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二條から第六條までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。